国外財産調書の提出制度が創設されました

その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の3月 15 日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

法施行後の最初の国外財産調書は、平成 25 年 12 月 31 日における国外財産の保有状況を記載して、平成 26 年3月 17 日までに提出していただくことになります。

【国外財産調書の様式（イメージ）】

平成 25 年 12 月 31 日分　国外財産調書

国外財産を有する者		住所又は居所	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1			
		氏名	国税　太郎　（電話）3581-XXXX			
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
預金	普通	一般用	アメリカ○○州・・ ○○銀行　××支店	1	8,500,000	
有価証券	株式	一般用	アメリカ△△州 ○○Inc.	6,000	24,000,000	
合計額					70,000,000	
（摘要）						

外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の提出制度が創設されました

外国法人がその発行済株式等の 50%以上を直接又は間接に保有する内国法人の役員若しくは使用人である居住者又は外国法人の国内にある営業所等において勤務するその外国法人の役員若しくは使用人である居住者が、これらの外国法人（以下、「外国親会社等」といいます。）から付与された株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等に基づきその外国親会社等から経済的利益の供与等を受けた場合には、その内国法人又は営業所の長は、外国親会社等の経済的利益の供与等に関する調書を、その供与等を受けた日の属する年の翌年3月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととされました。
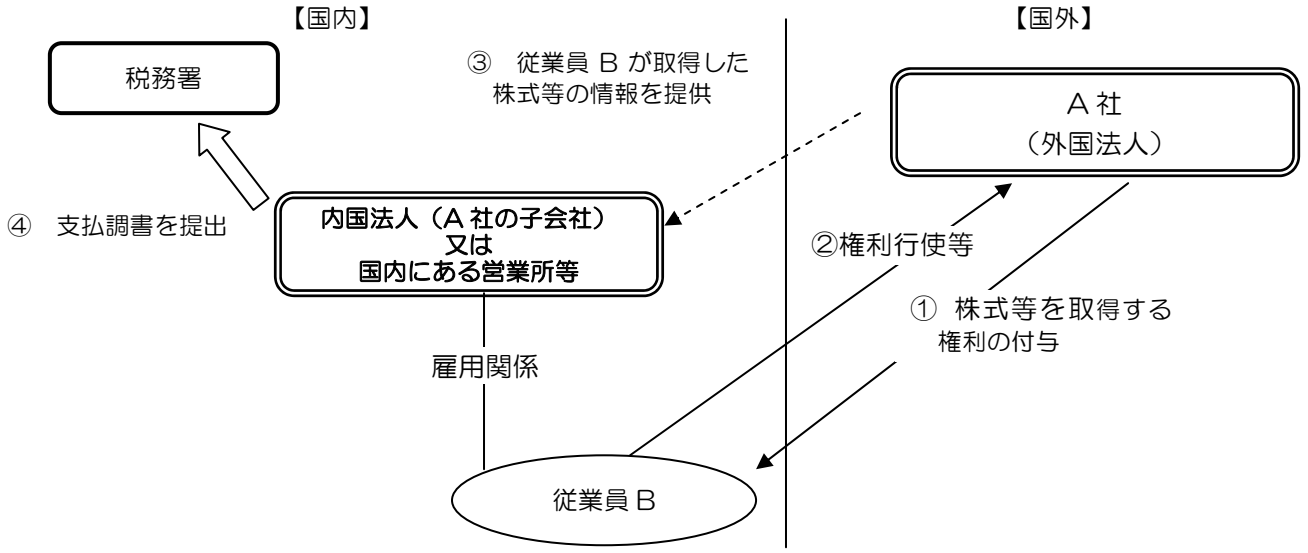
この改正は、平成 25 年1月1日以後に提出すべき調書について適用されます。